

スポーツ推進委員について

1 法的な位置づけ

- (1) スポーツ基本法（平成23年8月24日施行 法律第78号）

第32条

市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、その地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

- (2) 尼崎市スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年4月1日 公布）

（職務）

第2条

推進委員は、本市におけるスポーツの推進を目的として事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対し、次に掲げる事項について指導及び助言を行うものとする。

- ① スポーツの実技の指導に関すること。
- ② スポーツ活動を促進するための組織の育成に関すること。
- ③ スポーツ団体又はその他の団体の行うスポーツの行事又は事業の協力に関すること。
- ④ スポーツについての理解の推進に関すること。
- ⑤ 学校又は公民館その他本市の行うスポーツの行事又は事業の協力に関すること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言に関すること。

（研修）

第7条

推進委員は、常にその職務を行ううえに必要な知識及び技能の習得に努めなければならない。

2 スポーツ推進委員の任期

任期は2年

3 スポーツ推進委員の服装

スポーツ推進委員の被服(ユニフォーム)は貸与します。

4 スポーツ推進委員の報酬

月額 10,000円

5 スポーツ推進委員の主な仕事

- (1) 日常の仕事

- ① さわやか地域スポーツ活動(市内対象の公園・グラウンドにおいて市民の健康づくりを図る)
 - ・ ペタンク、モルック、グラウンド・ゴルフを中心としたニュースポーツの実技指導
 - ・ 啓発活動によって参加者を集める。

- ・ 準備・整理運動等の初歩的な実技指導
- ・ スポーツ理解のための広報活動
- ② スポーツ要請指導(各種団体に対する生涯スポーツの指導)
 - ・ ペタンク、モルック、グラウンド・ゴルフ、ボッチャ等のニュースポーツや、健康体操の指導。
 - ・ 各種団体、グループに対する普及活動
 - ・ 「SDGsポイント付与」、「尼崎市未来いまカラダポイント」対象事業
- ③ 地域スポーツクラブ(県事業「スポーツクラブ21ひょうご」)
 - ・ 活動及び運営に関する指導助言

(2) 行事での仕事

本市の行うスポーツ行事または事業への協力活動

※ 事前の設営準備、当日の運営、後片付けに従事する。

- ・ 主な事業
 - スポーツのまち尼崎フェスティバル
 - あまがさき市民マラソン大会
 - あまがさき市民ウォーク

6 尼崎市スポーツ推進委員会について

(1) 歩み

昭和32年4月に文部省(現文部科学省)次官により、「地方体育の振興について」通達が出された。それをうけ、県教育長の任命により、尼崎市では40名の体育指導委員が任命された。翌33年4月尼崎市体育指導委員会が結成された。

昭和36年にはスポーツ振興法が制定され、その第19条「市町村の教育委員会に、体育指導委員会を置く」により、尼崎市の非常勤嘱託職員となった。

当初は、市民ハイキング・市民キャンプといった野外活動や家庭バレーボールの市民への普及や組織の育成が中心的な活動内容であった。

昭和54年に学校開放運営委員会が発足し、体育指導委員も運営委員会の一員として重要な役割を果たすことになった。また同じ年、スポーツ巡回指導も始まり、地域に出向き市民に軽スポーツを指導するという市民の健康づくりにとって重要な仕事も始まった。

さわやか地域スポーツ活動は、当初巡回指導としてゲートボール、フリーテニスの指導であったが、その後ペタンク、グラウンド・ゴルフが入り、現在はさわやか地域スポーツ活動としてペタンク、グラウンド・ゴルフを中心に、市内8公園で市民の方たちに指導している。

スポーツ振興法の全面改訂により、平成23年8月24日にスポーツ基本法が施行され、その第32条により、体育指導委員の名称をスポーツ推進委員と改め、新たにスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整の役割も担う事となった。

(2) 構成

男女別人数

女性	19名
男性	6名
計	25名

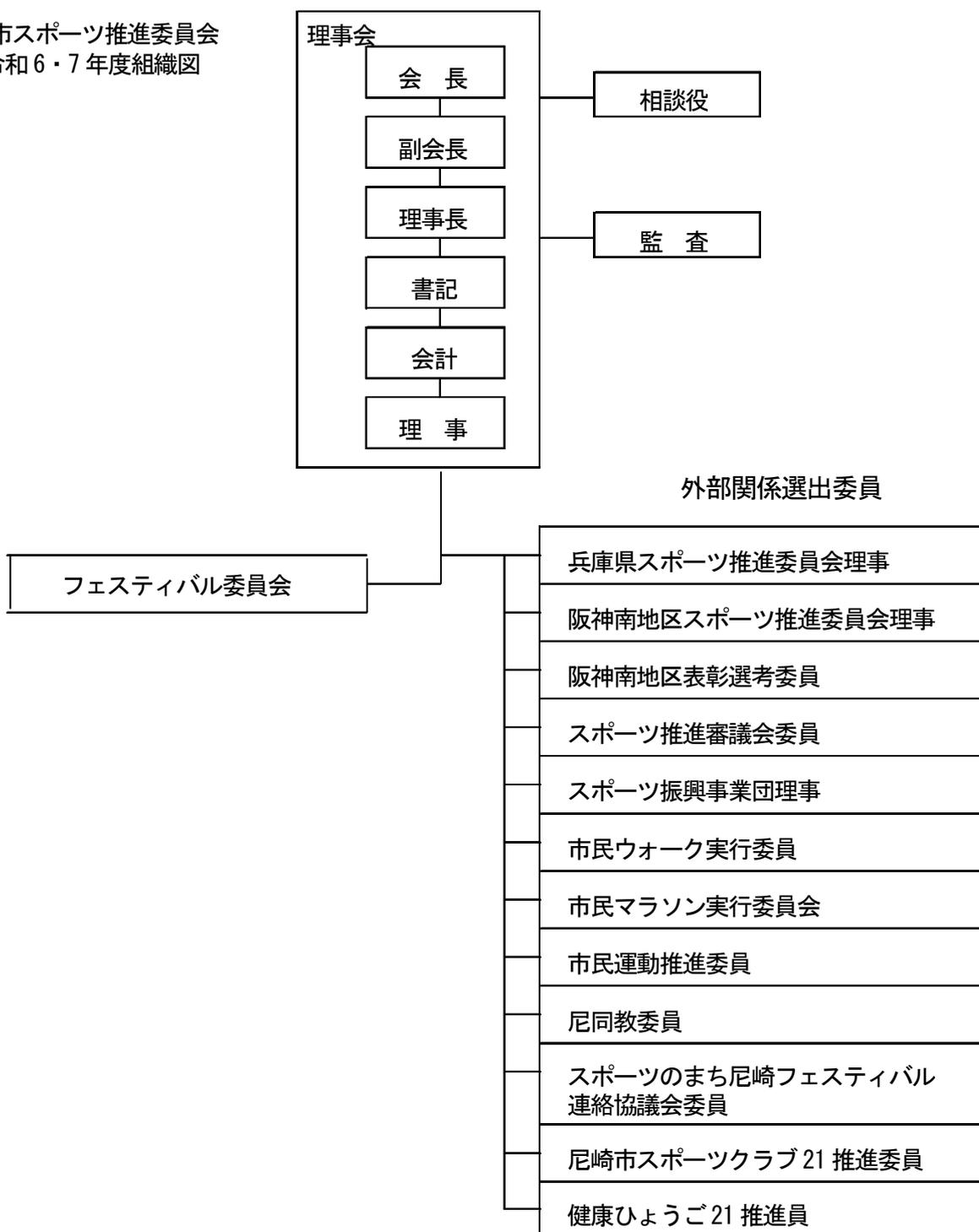
地区別人数

中央地区	0名	立花地区	4名
小田地区	7名	武庫地区	0名
大庄地区	6名	園田地区	8名

(令和6年4月1日現在)

(3) 組織

尼崎市スポーツ推進委員会
令和6・7年度組織図



(4) 活動の様子

- ・ 日常活動については、各地区単位で役割分担し、さわやか地域スポーツ活動と学校開放・スポーツクラブ21に携わっている。
- ・ 市事業については、事前の設営準備、当日の運営、後片付け等を担う。
- ・ スポーツ要請指導は、要請のあった地区に呼びかけ、指導にあたる。状況によっては、複数地区にまたがり要請する場合がある。
- ・ 県の事業「スポーツクラブ立県ひょうご阪神南地区交流スポーツフェスティバル」には、大会運営等の協力をする。
- ・ 研修は、委嘱時研修（委嘱時に1回）、人権研修（年1回）、その他尼崎市スポーツ推進委員会主催の研修がある。各研修は、スポーツ推進委員の職責を果たす上で必要な知識と技術の習得のため、参加する責任を負う。
- ・ その他親睦を深める行事等、各地区部会の活動がある。